第１号様式（第35条の３関係）（平26国交令７・追加）

（表）

８センチメートル

６センチメートル

第　　号

道路運送法第43条の３第１号及び第２号の規定による業務に従事する適正化事業指導員の身分証明書

３センチメートル

４センチメートル

写

真

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

○○運輸局長指定

旅客自動車運送適正化事業実施機関　　印

名　称

（裏）

道路運送法抜すい

第43条の３　適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「適正化事業」という。）を行うものとする。

⑴　輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導を行うこと。

⑵　旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

道路運送法施行規則抜すい

第35条の３

３　適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たつては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。